



各 位

会 社 名 エンシュウ株式会社 代表者名 代表取締役社長 土屋 隆史 (コード:6218 東証第1部) 問合せ先 取締役管理本部長 勝倉 宏和 (TEL, 053-447-2111)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の当社第148回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

## 1 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第2条に定める目的の一部を変更するものであります。
- (2) 平成28年3月29日付けの「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入、代表取締役の異動(追加選定)および役員人事に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、本年6月29日開催予定の当社第148回定時株主総会の承認を条件に、「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成28年6月29日 (予定)定款変更の効力発生日 : 平成28年6月29日 (予定)

以上

現行定款 第1章 総 則 (商 号) 第1条〈条文省略〉 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす

る。 \_(1) 繊維機械の製造販売

(2) 金属加工機械の製造販売

〈新設〉

- (3) 発動機およびこれに関係ある諸機器の製造販売
- (4) その他一般機械器具の製造販売
- (6) 鋳物製品の製造販売
- (7) 不動産業および住宅関連機器の製造販売
- (8) 織布試験工場の経営
- (9) 国内外の機械器具製造に関し投資をなすこと 〈新設〉
- (10) 前各号に付帯関連する一切の事業 〈新設〉

(本店の所在地)

第3条〈条文省略〉

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (<u>4</u>) 会計監査人

(公告方法)

第5条~第17条〈条文省略〉

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

〈新設〉

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

変更案

第1章総則

(商 号)

第1条 〈現行通り〉

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

〈削除〉

(1) 機械およびその付属品、器具、工具の製造、 販売ならびにサービス事業

〈削除〉

- (2) 輸送用機械器具およびこれに関係する諸機器、 部品の製造、販売ならびにサービス事業
- (<u>3</u>) その他一般機械器具<u>および部品</u>の製造<u>、</u>販売 〈削除〉
- (4) 鋳物製品の製造、販売
- (<u>5</u>) 不動産業および住宅関連機器の製造<u>、</u>販売 〈削除〉 〈削除〉
- (6)情報の収集、処理、提供、通信その他の情報サービス業
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業
- (8) 前各号の目的を達するため投融資を為し又は 会社設立の発起人となること

(本店の所在地)

第3条 〈現行通り〉

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
- (2) <u>監査等委員会</u> 〈削除〉
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条~第17条 〈現行通り〉

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを 除く。) は、10名以内とする。
  - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名 以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ 以外の取締役とを区分して、株主総会におい

現行定款

2 〈条文省略〉

3 〈条文省略〉

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

〈新設〉

〈新設〉

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締 役を選定する。

2 〈条文省略〉

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 〈条文省略〉

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前まで に各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
  - 2 取締役<u>および監査役の</u>全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 〈条文省略〉

〈新設〉

(取締役会規則)

第 <u>25</u>条 〈条文省略〉

(報酬等)

変更案

て選任する。

2 〈現行通り〉

3 〈現行通り〉

(任期)

- 第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時まで とする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した監査等委 員である取締役の任期の満了する時までと する。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。

2 〈現行通り〉

(取締役会の招集権者および議長) >

第22条 〈現行通り〉

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前まで に各取締役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。
  - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで取締役会を開催することが できる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 〈現行通り〉

(取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって重要 な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を 除く。)の決定の全部または一部を取締役に 委任することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 〈現行通り〉

(報酬等)

## 現行定款

第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。

## (社外取締役の責任免除)

第27条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 <u>監査役および監査役会</u> 〈新設〉

〈新設〉

#### (員 数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。 (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

#### 変更案

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前 までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。
  - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催す ることができる。

## (監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本 定款のほか、監査等委員会において定める監 査等委員会規則による。

〈削除〉

〈削除〉

〈削除〉

〈削除〉

〈削除〉

現行定款 変更案 第32条 監査役会の招集通知は、会日5日前までに 各監査役に対して発する。ただし、緊急の必 要があるときは、この期間を短縮することが できる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を開催することが できる。 (監査役会規則) 〈削除〉 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規則による。 (報酬等) 〈削除〉 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ て定める。 (監査役の責任免除) 〈削除〉 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったことに よる損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 100万円以上であらかじめ定めた金額または 法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第6章 計 第6章 計 算 第36条~第39条 〈条文省略〉 第31条~第34条 〈現行通り〉 〈新設〉 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査 役(監査役であった者を含む。)の任務を怠 ったことによる損害賠償責任を、取締役会の 決議によって免除することができる。 ただし、責任の限度額は移行前の損害賠償 責任を限定する契約に基づき、100万円以上

であらかじめ定めた金額または法令が規定

する額のいずれか高い額とする。